

運営規程

特定施設 第三白東苑

「特定施設入居者生活介護」

「介護予防特定施設入居者生活介護」

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 仙台ビーナス会が運営する特定施設 第三白東苑（以下「事業者」という。）が行う指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 （介護予防）特定施設サービス計画に基づき、食事、排泄、入浴等の介助、相談及び援助、社会生活上の援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理を行うことにより、利用者が要介護状態となった場合でも、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう援助することを基本方針とする。

(運営方針)

第 3 条 事業所において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努める。
- 3 事業所内は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに関係自治体及び他の介護保険施設、居宅介護支援事業者等の保健福祉及び医療機関、関係団体等の連携を図るよう努める。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は、次のとおりとする。

特定施設 第三白東苑

(事業所の場所)

第 5 条 事業所の設置場所は、次のとおりとする。

宮城県仙台市太白区袋原 4 丁目 3 5 番地 3 5

(定員及び居室数)

第 6 条 事業所の入所定員は 30 名とする。

- 2 居室は、1 人用 30 室とする。

第 2 章 職員の職務及び人員数

(職員、職務内容及び人員数)

第 7 条 事業所に従事する職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (計画作成担当者兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握等、施設の管理運営を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2 名 (介護職員兼務)

生活相談員は、利用者及び家族等の相談に応じるとともに、適切な施設サービスの提供を図る。

(3) 計画作成担当者 1 名 (管理者兼務)

計画作成担当者は、利用者の(介護予防)特定施設サービス計画を作成する。

(4) 看護職員 1 名 (機能訓練指導員兼務)

看護職員(看護師もしくは准看護師をいう)は、利用者の健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態の把握と適切な処置を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名 (看護職兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(6) 介護職員 13 名 (兼務 5 名)

介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握しながら、利用者の(介護予防)特定施設サービス計画に基づいた介護サービスを行う。

(7) 調理員 1 名

調理員は、食事前後の環境衛生の整備及び食事の準備(盛り付け)を他職員と共に行う。

(8) 看護職員又は介護職員は、要介護者等のサービス利用に支障がない場合は、要介護者等以外の一般入所者に対するサービス提供を行うことができる。

2 看護職員及び介護職員の人員数については、利用者数の変更に応じて、次の算出方法により算出した人員数を定める。

(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者数に要支援者 1 人を要介護者 0.3 人と換算して合計した利用者数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上と算出する。

(2) 看護職員の数は、利用者の数が 30 を越えない場合は 1 名とし、利用者の数が 30 を超える場合は 2 名とする。

3 職員の人員数のうち看護職員及び介護職員の人員数は、利用者数の変更に応じて、前項の算出方法により算出し定める。

4 看護職員及び介護職員の人員数は、管理者が定める。

(職員研修)

第 8 条 質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 3 日間

(2) 継続研修 年 6 回以上

第 3 章 利用及び利用計画

(利用申込み)

第 9 条 事業所を利用とするときは、次の書類を添えて管理者に申し込むものとする。

- (1) 介護保険被保険者証、負担割合証の写し
- (2) 医療保険証の写し
- (3) 診断書

(利用申込者の面接調査)

第 10 条 事業者は、利用申込者とその家族等に対して、面接を行い利用申込者の心身の状況、経歴及び趣味等介護サービスの提供に必要な事項を調査し、必要な場合は医師に報告して利用の可否について意見を求めるものとする。

(重要事項の説明及び同意)

第 11 条 事業者は、利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、職員の勤務体制及び施設サービスの選択に資する事項等の重要事項説明書を交付して、施設サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用の承諾及び不承諾の決定)

第 12 条 事業者は、第 9 条の申込書類の審査及び第 10 条の医師の意見を参考にし、利用の承諾又は不承諾を決定して、利用申込者又は申し入れのあった指定居宅介護支援事業所等に通知するものとする。

(他施設の紹介)

第 13 条 事業者は、第 10 条の調査の結果、利用申込者が入院治療を必要と思われる場合、又はその他利用申込者に対して施設サービスを提供することが困難である場合は、適切な病院、診療所又介護老人保健施設等を紹介するものとする。

(契約の締結)

第 14 条 事業者は、管理者が利用申込を承諾し、かつ、利用申込者が第 11 条に定める重要事項説明書等に同意した場合は、利用申込者もしくはその代理人と利用契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 事業所の利用者（以下「利用者」という）が、次の各号の一に該当する場合には契約を解除することができるものとする。

- (1) 利用者又は利用者の代理人から、契約解除の申し入れがあったとき。
- (2) 利用者が無断で退居し、帰居の見込みがないとき。
- (3) 利用者が、病院等に 3 ヶ月以上入院したとき。又は、3 ヶ月以上の入院が必要と見込まれたとき。
- (4) 利用者の要介護等状態区分が、自立と認定されたとき。
- (5) 利用者が介護老人保健施設又は介護老人福祉施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に

入院したとき。

- (6) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約を解約したとき。
- (7) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず又は不実の告知を行い、その結果介護サービスを継続しがたい事情が生じたとき。
- (8) 利用者が故意又は過失により、職員もしくは他の利用者の生命、身体、財産及び信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、サービスを継続しがたい事情が生じたとき。
- (9) 利用者が死亡したとき。

第 4 章 生活介護

(施設サービス計画の作成)

第 16 条 計画作成担当者は、利用者及びその家族等の希望を踏まえ、その利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにして、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援した上で、解決すべき課題を把握して施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意すべき事項等を記載した施設サービス計画を作成する。

- 2 事業者は、施設サービス計画の原案を利用者及び家族等に対して説明し、同意を得て交付する。
- 3 事業者は、施設サービス計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの方針)

第 17 条 利用者への施設サービスの提供のあたっては、第 2 条の基本方針に基づいて利用者の心身の状況等に応じた施設サービスを実施する。

(健康管理)

第 18 条 事業者は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のため適切な処置を講じる。

- (1) 医師が医療機関での治療を必要とすると認めた利用者については、利用者又は家族等と協議をして適切な措置をとる。
- (2) 利用者の健康に留意し、定期的に健康チェックを実施して、その結果を記録しておく。
- (3) 利用者の健康診断を 1 年に 1 回以上実施して、その結果を記録しておく。

(保健衛生)

第 19 条 事業者は、利用者の保健衛生を図るため、次の事項を行う。

- (1) 居室及び共用部分の清潔を保つこと。
- (2) 利用者の居室は週 1 回以上清掃すること。
- (3) 浴室の利用については、週 2 回以上とすること。

(食事の提供)

第 20 条 利用者の食事は、利用者の嗜好及び身体的状態を十分に考慮し、消化吸収が良く必要な栄養価を確保するものでなければならない。

- 2 栄養士は前項の趣旨に基づいて献立表を作成し、その実施状況を明らかにしておかなければならない。

(市町村への通知)

第 21 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して関係市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なくして、職員の指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の介護度を増進させたと

認められたとき。

- (2) 利用者が偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス)

第 22 条 事業者は、利用者の介護にあたっては、利用者の心身に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう施設サービス計画に基づいて、次の介護サービスを提供する。

- (1) 日常生活の介護サービス・生活援助

日常生活動作能力に応じて必要な場合は、次の介助を行う。

イ. 排泄の介助

ロ. 移動介助

ハ. 身体介助

ニ. その他必要な生活援助

- (2) 健康状態の確認サービス

イ. 毎日の健康状態の把握

- (3) 食事の介助サービス

食事は、心身の状態に応じて、次のサービスを行う。

イ. 食事の準備

ロ. 必要な場合は、居室への配膳

ハ. その他必要な食事の介助

隣接する特別養護老人ホームの栄養士により作成された献立に基づき調理を実施し、毎食毎に当事業所へ運搬し、事業所内にて盛り付け、配膳を実施する。

- (4) 入浴サービス

入浴は、心身の状況により、週 2 回以上とし適切な方法で実施する。

入浴形態

イ. 共同浴場での入浴。

ロ. 共同浴場内リフト式浴槽での入浴。

必要な場合は、次の介助を行う。

イ. 衣類着脱

ロ. 身体の清拭・洗髪・洗身

ハ. その他必要な介助

- (5) 機能訓練サービス

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

イ. 日常生活動作に関する訓練

ロ. レクリエーション

ハ. 趣味活動

- (6) 通院送迎サービス

心身の状況及びその他の条件等により、協力病院等への通院を必要とする利用者の送迎を行う。

(7) 相談援助等に関すること

生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言等の援助を行う。

イ. 日常生活に関する相談

ロ. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

ハ. その他の必要な相談

(8) その他のサービス

事業者は、教養娯楽設備の充実に努めるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを実施する。

(身体拘束及び高齢者虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 24 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、仙台市介護事業支援課、市町村に通報するものとする。

(緊急時における対処法)

第 25 条 事業者は、利用者の心身の状況に、急変やその他の緊急事態が発生した場合は、協力医療機関及び家族等へ連絡するなど適切な措置を講じるものとする。ただし、医師の指示等により、家族等の承諾を得る前に協力医療機関等に移送する場合がある。

(衛生管理)

第 26 条 事業者は、施設サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を実施するなど常に衛生管理に十分留意する。

- 2 事業者は、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 5 章 利用者の遵守事項

(日課の励行)

第 27 条 利用者は、施設サービス計画による日課を励行するとともに共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るように努める。

- 2 利用者の起居生活は、できる限り自ら律するように努力し、相互に秩序の維持に努めなければならない。

(外出又は外泊)

第 28 条 利用者が外出又は外泊するときは、その都度外出外泊先、用件及び帰省予定日時等を管理者に届け出なければならないものとする。

(面 会)

第 29 条 来訪者が、利用者に面会する場合は、その旨を管理者に届け出るものとする。

(健康保持)

第 30 条 利用者は、健康に留意するとともに事業者が定期的に行う健康診断は、特別事由がない限りこれを否定してはならない。

(衛生保守)

第 31 条 利用者は、施設内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持及び増進のために協力しなければならない。

(身体状況の変更の届出)

第 32 条 利用者は、身体状況に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出るものとする。

(利用者の禁止事項)

第 33 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論及び泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気の使用及び喫煙すること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱すような宗教活動、政治活動及び営利活動等を行うこと。
- (4) 安全衛生を害すること。
- (5) 無断で備品等の位置や形状を変えること。
- (6) 建物や設備に損害を与えること。
- (7) 指定された物以外の物品を持ち込むこと。
- (8) その他、他の利用者に迷惑がおよぶ恐れがある行為。

(損害賠償)

第 34 条 利用者が故意又は過失によって、施設や備品等に毀損もしくは形状を変更したことにより損害を与えたときは、その損害を賠償又は現状に復する責めを負うものとする。

第 6 章 施設サービス提供記録及び利用料

(施設サービス提供記録)

第 35 条 事業者は、施設サービスを提供した際に、その提供日及びサービスの内容等の提供記録を作成しなければならない。

- 2 施設サービス提供記録は、契約終了後 5 年間保存するものとする。
- 3 事業者は、利用者又は家族等から当該利用者の施設サービス提供記録の閲覧又は交付の請求があった場合は、閲覧又は複写物を交付しなければならない。

(利用料)

第 36 条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた基準及び社会福祉法人仙台ビーナス会が定めた【別紙 1】によるものとする。

(利用料の支払い)

第 37 条 前条の利用料は毎月末日を締日とし、利用料は本人が負担し、事業者が指定する方法により支払う。ただし、月半ばで退居するときは、日割り計算による利用料を退居時に支払う。

第 7 章 苦情処理及び損害賠償

(苦情処理)

第 38 条 事業者は、利用者又は家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するとともに、担当者を配置して事実関係の調査、改善措置及び利用者又はその家族等に対する説明や記録の整備等必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第 39 条 事業者は、施設サービスの提供により、利用者に対して事業者の賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行う。

第 8 章 災害対策及びその他

(災害防止)

第 40 条 事業者は、常に災害を未然に防止するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第 41 条 施設サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合は、管理者及び職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、日常的に災害に対する具体的な対処法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 42 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(諸帳簿類)

第 43 条 事業者は、施設サービス計画記録、利用者負担金収納簿、帳簿及びその他必要な記録等を整備しなければならない。

(運用規程)

第 44 条 事業者は、事業所の運営に関して、この規程のほか必要な事項は別に定める。

(地域との連携)

第 45 条 事業者は、事業所の運営にあたって地域住民又はその自発的な活動をする個人、及び関係団体等との連携と協力を得るよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第 46 条 事業者は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保す

る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し平成 26 年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 2 年 2 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、一部内容を変更し令和 7 年 2 月 1 日より施行する。

別紙 1】 サービス利用料金

1. 厚生労働大臣が定めた基準

下記の通り、要支援・要介護度に応じた利用料金のうち1割、2割もしくは3割を利用者負担として、お支払い下さい。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬基本単位	183	313	542	609	679	744	813
1.介護報酬額	1,879 円	3,214 円	5,566 円	6,254 円	6,973 円	7,640 円	8,349 円
2.うち、介護保険から給付される額（一割負担）	1,691 円	2,892 円	5,009 円	5,628 円	6,275 円	6,876 円	7,514 円
3.うち、介護保険から給付される額（二割負担）	1,503 円	2,571 円	4,452 円	5,003 円	5,578 円	6,112 円	6,679 円
4.うち、介護保険から給付される額（三割負担）	1,315 円	2,249 円	3,896 円	4,377 円	4,881 円	5,348 円	5,844 円
5.利用者負担額（1日） 一割負担の場合（1-2）	188 円	322 円	557 円	626 円	698 円	764 円	835 円
6.利用者負担額（1日） 二割負担の場合（1-3）	376 円	643 円	1,114 円	1,251 円	1,395 円	1,528 円	1,670 円
7.利用者負担額（1日） 三割負担の場合（1-4）	564 円	965 円	1,670 円	1,877 円	2,092 円	2,292 円	2,505 円

*尚、上記介護報酬基本単位の他、各種加算が次の通り発生します。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・上記基本単位及び各種加算単位の総単位数の12.8%

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・660 単位（月）

夜間看護体制加算・・・9 単位（日）

看取り介護加算・・・72～1,280 単位（日） 退院・退所時連携加算・・・30 単位（日）

若年性認知症入居受け入れ加算・・・120 単位（日） 科学的介護推進体制加算・・・40 単位（月）

協力医療機関連携加算・・・100 単位（月）

上記の1単位は仙台市の場合、10.27円になります。（地域区分：6級地）

*介護保険給付額に変更があった場合は、それに合わせて利用者の負担額を変更します。

2. 社会福祉法人仙台ビーナス会が定めた基準

(1) 食費 朝食 480 円 昼食 630 円 おやつ 80 円 夕食 580 円

(2) 利用者の選定により提供される介護等の日常生活上の便宜に要する費用（介護保険の給付対象外の介護サービス費用）

(3) 介護サービスの提供の一環として日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの。具体的には、利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用（オムツ、歯ブラシや化粧品等）

(4) その他の費用

・金銭管理費・・・月額 2,000 円 ・洗濯管理費・・・月額 800 円